

日本統計学会M00C委員会運用規則

一般社団法人日本統計学会

(総則)

第1条 本規則は、日本統計学会M00C委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条4に基づく臨時委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、日本統計学会が監修するM00C(Massive Open Online Courses)講座について、講座体系の設計、各講座の内容の設定、講師の推薦、M00Cプラットフォームとの調整、などを目的とする。

(委員会の任務)

第3条 本委員会は、日本統計学会の基盤を高め社会的貢献にも寄与するべく、M00C講座の体系化、各講座の内容を企画する。

第4条 本委員会は、M00C講座の講師や補助者を選出するための運営小委員会を設置し、その委員の推薦を行う。

2 運営小委員会の候補者は、統計関連学会の会員の中から選出する。

(構成員)

第5条 本委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 毎年1月1日から12月31日までとする。再任を妨げない。

付則

1. 本規則は2017年6月10日より施行する。